

決 算 特 別 委 員 会

日 時 令和3年9月13日(月) 午後1時30分
会 場 議場

委 員 9名
藤 田 尚 美
池 辺 己実夫
黒 木 のぶ子
石 原 幸 雄
柳 井 哲 也
守 屋 常 雄
山 本 伸 子
北 島 登
加 川 裕 美

説明員	市 長	根 本 洋 治
	監 査 委 員	早 川 広 行
	副 市 長	滝 本 昌 司
	教 育 長	染 谷 郁 夫
	市 長 公 室 長	滝 本 仁
	経 営 企 画 部 長	吉 田 将 巳
	総 務 部 長	植 田 裕
	市 民 部 長	小 川 茂 生
	保 健 福 祉 部 長	内 藤 雪 枝
	環 境 経 済 部 長	山 岡 孝
	建 設 部 長	長谷川 啓 一
	教 育 部 長	吉 田 茂 男
	議 会 事 務 局 長	野 口 克 己
	会 計 管 理 者	飯 島 希 美
	秘 書 課 長	稲 葉 健 一
	広 報 政 策 課 長	植 田 英 子
	経 営 企 画 部 次 長 兼 政 策 企 画 課 長	柳 田 敏 昭
	創 生 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	椎 名 弘 文
	財 政 課 長	糸 賀 修

総務部次長兼人事課長
総務課長
管財課長
契約検査課長
税務課長
収納課長
市民部次長兼市民活動課長
総合窓口課長
システム管理課長
地域安全課長
防災課長
教育委員会次長兼学校教育課長
教育委員会次長兼生涯学習課長
教育企画課長
指導課長
文化芸術課長
スポーツ推進課長
中央図書館長
保健福祉部次長
社会福祉課長
こども家庭課長補佐
保育課長
高齢福祉課長
健康づくり推進課長
医療年金課長
環境経済部次長兼商工観光課長
環境政策課長
廃棄物対策課長
農業政策課長
建設部次長兼都市計画課長
建設部次長兼下水道課長
空家対策課長
建築住宅課長
道路整備課長
農業委員会事務局長
監査委員事務局長

二野屏 公 司
橋 本 円
岩 瀬 義 幸
門 倉 史 明
晝 田 典 義
大和田 伸 一
栗 山 裕 一
川真田 智 子
斎 藤 正 浩
榎 本 友 好
中 澤 久
川真田 英 行
大 里 明 子
吉 田 充 生
市 村 毅
糸 賀 珠 絵
高 橋 頼 輝
関 達 彦
飯 野 喜 行
石 塚 悟
長 江 弘 美
橋 本 早 苗
宮 本 史 朗
渡 辺 恭 子
石 野 尚 生
大 徳 通 夫
横 瀬 幸 子
木 村 光 裕
神 戸 千 夏
藤 木 光 二
野 島 正 弘
柴 田 賢 治
高 野 裕 行
加 藤 大 典
結 速 武 史
本 多 聡

庶務議事課長

飯田晴男

書
書
書
記
記
記

宮田修
椎名紗央里
田上洋子

令和3年第3回牛久市議会定例会決算特別委員会審議日程

付託案件名 認定第1号 令和2年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について		
月 日 等	部 課 等 名	審 議 項 目
9月13日(月) 午前10時～		<p>現地視察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住井すゑ文学館
9月13日(月) 午後1時30分～ 議場	<p>市長公室 経営企画部 監査委員・事務局</p>	<p>令和2年度牛久市一般会計歳入歳出決算中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長公室、経営企画部所管の歳入 ・市長公室、経営企画部所管の歳出 <p>(令和2年度課別事務事業一覧参照)</p> <p>実質収支に関する調書 財産に関する調書</p>
	<p>総務部 会計課 監査委員・事務局 議会事務局</p>	<p>令和2年度牛久市一般会計歳入歳出決算中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務部等所管の歳入 ・総務部等所管の歳出 <p>(令和2年度課別事務事業一覧参照)</p>
	<p>市民部 監査委員・事務局</p>	<p>令和2年度牛久市一般会計歳入歳出決算中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民部所管の歳入 ・市民部所管の歳出 <p>(令和2年度課別事務事業一覧参照)</p>

午後 1 時 3 0 分開会

○藤田委員長 皆様、こんにちは。

午前中は、現地視察、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

先日開かれました決算特別委員会におきまして、委員長に私、藤田が、副委員長に池辺委員が選出されましたので、どうぞよろしく願いいたします。委員長に拝しました藤田でございます。スムーズに進行してまいりたいと思いますので、皆様方の御協力のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、池辺副委員長より御挨拶をお願いいたします。

○池辺副委員長 副委員長の池辺です。藤田委員長をサポートして決算特別委員会をスムーズに進めていきたいと思っております。よろしく願いします。

○藤田委員長 さて、本委員会は先般配付いたしました議案付託表の日程表のとおり、1 日目及び 2 日目に一般会計審査、3 日目に一般会計審査と特別会計審査及び企業会計審査を行いたいと思っております。

なお、発言する際はマイクを使用していただきますようお願いいたします。

これより議事に入ります。

認定第 1 号、令和 2 年度牛久市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件の審査は分割して行います。

委員会付託表とともに配付いたしました決算特別委員会審議日程に基づき審議を行います。

まず、市長公室、経営企画部所管について問題に供します。

執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。経営企画部長。

○吉田経営企画部長 経営企画部、吉田でございます。よろしく願いいたします。

私から、令和 2 年度の決算の概要と各部の決算に関する主なものについて御説明いたします。

令和 2 年度決算につきましては、先般行われました市議会議員全員協議会におきまして概要を説明させていただきましたが、改めまして全体像と市長公室、総務部、市民部、経営企画部に関係する主なものについて、私から一括して御説明申し上げます。

まず全体像として、令和 2 年度一般会計の歳入総額が約 3 8 1 億 2, 5 0 0 万円、歳出総額が約 3 6 5 億 2, 2 0 0 万円と、歳入歳出共、過去最高額での決算となりました。令和 2 年度は特別定額給付金や牛久市独自事業の新型コロナウイルス感染防止対策給付金、牛久市持続化交付金等の支給により、補助費等の増加が大きく、また子育て世帯、一人親世帯への特別給付金の支給や幼児教育、教育無償化、障害者介護給付費による扶助費が増加し、これらの財源につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の国庫補助金を活用したことから、歳入歳出共に決算額が増額となったものでございます。

また、歳入歳出差引額から翌年度に繰越しをした額を引いた実質収支につきましては、約 1 3 億 9, 7 0 0 万円という状況でございます。

こうした中で、まず歳入では地方税が前年度と比較いたしまして約 1 億 4, 1 0 0 万円減の約

121億7,000万円で、8年ぶりに減少となり、地方消費税交付金は約3億2,700万円増の16億7,900万円、国県支出金は約86億9,700万円増の約157億9,300万円となりました。

歳出につきましては、扶助費等が95億1,600万円の大幅増になったほか、扶助費が約2億7,400万円、積立金が約1億6,400万円の増加となった一方で、公債費が約2億8,500万円、投資的経費につきましては、約26億2,400万円減少しております。

続きまして、各部の決算状況につきまして御説明させていただきます。

まず、市長公室につきましては、広報うしくをはじめとした市の情報発信に要する経費など、全体で約4,500万円となっております。

次に、総務部は、常勤職員の給与関係経費、新型コロナウイルス感染症に関する消毒液やサーマルカメラの購入など全体で約35億1,500万円となっております。

市民部は、防災・防犯関係経費や広域消防への負担金、行政区集会所等整備補助金、電算システム管理経費など、全体で18億2,500万円となっております。

最後に、経営企画部は、コミュニティバス運行、デマンド型公共交通サービスなどの公共交通対策費、国勢調査の実施、エスカード牛久ビルの利活用のほか、地方債償還や財政調整基金積立金など、全体で約33億6,900万円となっております。

以上、市長公室、総務部、市民部、経営企画部の令和2年度決算の概要でございます。よろしくお願いたします。

○藤田委員長 質疑に入る前に委員の皆様、1人3問ずつの質疑で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。（「はい」の声あり）

では、そのように進めさせていただきます。

それでは、市長公室、経営企画部所管について、質疑のある方は御発言願います。加川委員。

○加川委員 よろしくお願いたします。

広報政策課の事業についてお伺いたします。私からは1点でございます。

昨年12月議会の一般会計の補正予算で、スマートフォン版多言語機能について補正予算が計上されたかと考えております。こちら、感染症下において大変、いち早い情報把握に貢献されたかと考えます。幾つの言語に対応されているのか。その後の運用状況など確認いたします。

○藤田委員長 広報政策課長。

○植田広報政策課長 広報政策課、植田です。よろしくお願いたします。

スマートフォン版の多言語翻訳機能につきましては7言語に対応しておりまして、令和3年2月に導入し、今現在運用しております。こちらですが、新型コロナウイルス感染症情報など緊急性の高い情報の発信数が増えておりましたので、情報弱者になる可能性があります。在留外国人に感染症情報をはじめとしまして、災害時や緊急時などにも正確な情報を取得していただくため、スマホ版公式ホームページの翻訳機能を使い、閲覧できるよう対応したものです。以上になります。

○藤田委員長 続いて。山本委員。

○山本委員 では、私からも3点お願いいたします。

まず、監査委員にお尋ねしたいと思います。令和2年度財政援助団体の監査をしたと思います。どこになったのかをお尋ねいたします。

そして、その中で監査の審査の中に補助金のことが説明として書いてありました。原則、補助金は食糧費、積立金、慶弔費、交際費事業の性質上認められない人件費、そういうところに充てるのはどうかというところで、見直しをするようにということが書いてあったと思います。そこから辺、どういった支出が補助金の中にあつたのかというところをお尋ねしたいと思います。また、補助金のその目的が不明確にならないように留意すべきという文言もありました。

ここら辺も監査委員として、今回指摘に当たったところはどのようなところがあつたかをお尋ねしたいと思います。

続けて3点言ってしまっていていいですか。

それから、次は歳入の76ページです。財政課になるのかと思います。法人事業税交付金というのが、今年度発生していると思います。この交付金が発生することになった経緯を、まずはお尋ねしたいと思います。あと、その算出根拠というんですか、それをお尋ねしたいと思います。

それから294ページ、0108の牛久シャトーを利活用する。この中に弁理士相談というのがあるかと思います。当初予算には上がっていなかったと思うんですが、これはどういった内容のものになるのかをお尋ねしたいと思います。以上3点です。

○藤田委員長 監査委員事務局長。

○本多監査委員事務局長 監査委員事務局、本多です。よろしくお願いいたします。

まず、御質問の1点目ですが、令和2年度ということによろしいでしょうか。令和2年度の財政援助団体等の監査の対象となった団体ですが、生涯学習課が所管しておりますサンデーオクノカップアカデミー、市民活動課所管の牛久市国際交流協会、文化芸術科所管の女化文化芸術推進協議会、都市計画課所管の牛久駅前活発化実行委員会、防災課所管の自主防災会、都市計画課所管の指定管理者でありますNPO法人牛久里山の会、自然観察の森になっています。この6団体でございます。

個々の具体的な中身ということでは名前を申し上げにくいんですが、委員御質問でも触れられておりましたが、補助事業等を充てる経費に関しましては、事業の実施に必要な経費のみとしております。具体的には、牛久市の補助金等に関する業務方針でも定められていますけれども、こちら食糧費、積立金、慶弔費、交際費、事業の性質上補助事業に直接関係すると認められない人件費に関しましては、補助の対象外としております。

しかしながら、令和2年度に限らずですけれども、毎年実施している財政援助団体等監査においては、まず単年度の会計処理をせずに翌年度事業への積立てが行われていたケースですとか、あとは補助対象事業経費と団体への事業委託経費を明確に分けないでいたケースですとか、あとは団体の経費で飲食をする際の対象者や、金額の上限なんかを明確にルールを作っていないで運用しているケースですとか、そういったものが散見されていまして、注視すべき点かと思われれます。以上です。

○藤田委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 財政課、糸賀です。よろしくお願いいたします。

法人事業税交付金の御質問にお答えいたします。

法人事業税交付金につきましては、令和元年度の税制改正による市町村の法人税割の引下げ分を補填するものとしたしまして、法人事業税の7.7%、ただこちら令和2年度に関しては3.4%になります。それに相当する額を、市町村の従業者数で案分し交付されるものとしたしまして創設されたものでございます。

ただ、こちら経過措置がございまして、令和2年度はその算定方式でございますけれども、その全額が法人税割額を基準とされまして、先ほど従業者割という形、ありましたけれども、本来それが基本なんです、経過措置として法人税割を使いまして算定されておりました、令和3年度の分につきましては、全体の3分の2が継続して法人税割額、3分の1が従業者数が基準額となりまして、令和4年度は3分の1が法人税割額、3分の2が従業者数が基準とされることとなっております。ということは、令和5年度はその経過措置が外れますので、最初の考え方の従業者数割といった形になるという形になります。以上でございます。

○藤田委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 創生プロジェクト推進課の椎名です。よろしくお願いいたします。

私からは弁理相談の件につきましてお答えします。こちら内容につきましては、オエノンホールディングスが所有しております牛久シャトーに関連する商標権利につきまして、使用許諾の交渉を行うために、商標法の専門家である弁理士に契約の内容等相談し、作成を依頼したものです。以上になります。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 まず、監査委員ですけれども、この補助金というのは毎年こういうことが起こっているということで、財政援助団体もなかなか監査委員で年間に行うところが件数が限られてくるという中で、こういうことが起こってくるということは、どこの団体でも同じような状況が少なからず散見されるということに対しては、監査委員としては今後どう対処していくと考えていらっしゃるのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、法人事業税、ちょっと難しいんですけども、予算では3,400万になっていましたけれども、決算額で4,300万のこの差というのは800万ほどの差が出ているんですが、これはどうしてなのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、牛久シャトーの商標権というお話だったんですけども、具体的にはどういったものになるのか。もう少し説明いただければと思います。以上です。

○藤田委員長 監査委員事務局長。

○本多監査委員事務局長 山本委員の再度の御質問にお答えいたします。

まず、こういった状況が例年見られるというお話がございました。確かに、特に運営費の補助金などに関しましては、補助の対象となる経費の範囲ですとか具体的な事業、何に充てるのかというところに関しましては、不明確になってしまっているところが、確かにあると思います。何

年も続けていると、それが常態化してしまっていて、見直す機会を逸してしまうということがございますので、例えば定期監査、今回の決算審査の際には各課から調書という形で、補助金の状況なども上げていただいております。あとは、定期監査などは各課にお集まりいただきまして直接お話を聞く機会がございますので、そういった際に補助団体等の支出元であります各課の取り締まりとか、きちっと見ているのかというところを確認した上で、その辺の考え方を周知徹底していきたいと思っています。以上です。

○藤田委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 再度の御質問にお答えします。

800万円の差ということでございましたけれども、昨年度こちら法人事業税交付金、できた制度ですので、なかなか見込みが難しく、こちらにつきましては8月と12月と3月に交付されるものでございますけれども、8月と12月の交付を見て一応試算はしたんですが、結果的にはそれよりも800万円多かったという形になっています。以上でございます。

○藤田委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 先ほどの商標、具体的にどういったものがあるかという関係ですが、基本的には以前オエノンホールディングスが牛久シャトーの中で営業していたときに、営業していたものと同じように営業できるように、商標は使用できるよう今交渉を進めています。具体的に、オエノンホールディングスが商標登録しているもののうち、牛久シャトーに関連する商標は全部で68件、例えばですが、過去に牛久シャトーの敷地内で過去に商品として売られていたワインには、とんぼのマークが入っていたりします。そのとんぼのマーク1つも商標として登録されておりますし、あとは商品名ですね、ブドウ酒、ビール等に牛久シャトーという名称を使うということが、既に商標登録はされていますので、これらがこれから牛久シャトーで使えるようにという意味で契約の交渉を進めているところです。以上です。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 先ほどの商標権ですけれども、そうすると牛久シャトーが使うものに関して、オエノンからその商標権をいただくというのかな、そういうのだとすると、牛久市がその商標権の弁理士相談をするのはちょっと違うのかなと今思っていて、牛久シャトーが直接オエノンに、商品に関しての商標権を使ってもいいかどうか尋ねるのが普通じゃないかと、ちょっと私も分からないんですけども、今思ったところなんですけど、間に入って牛久市がそれをやるというのは、どうしてなのかというところをお尋ねしたいと思います。

○藤田委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 まず、牛久シャトー株式会社が使用するための商標を使用許諾を得る交渉をしているわけではありません。牛久シャトーの敷地内では、現在も空き店舗として結果的にはなっていますが、店舗を誘致して営業を開始する区画というのがあります。そういったところでも、最終的には商品を作る可能性があります。ですので、牛久シャトーの敷地内で商品を作ったり、それを販売する上で必要な商標全てを使用できるようにと、交渉を進めています。

2点目は、オエノンホールディングスから牛久市が牛久シャトーの敷地を借り上げています。ですので、オエノンの意向もありまして商標も土地、建物と同じように、まずは牛久市が使用許諾を得ること。その後使用許諾が整えば、同じ条件で牛久シャトー内で営業される方に使用許諾の契約を進めていくという形になると思います。以上です。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。そうなりますと、その商標権を登録して、それを使うことになった場合の金銭の何ていうんですか、ノベルティーっていうんでしたっけ、何か頂くじゃないですか、使ったときに。そういったもののお金の流れはどうなるんでしょうか。

○藤田委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 現在、交渉中ではありますが、牛久市では無償での使用許諾ができないかというところで、オエノンには交渉を進めています。以上です。

○藤田委員長 よろしいですね。次に質疑のある方、挙手をお願いします。北島委員。

○北島委員 私からは1つだけです。これ、どこへ聞いたらいいかちょっと分からなかったんですが、恐らく財政課ではないかと思えますけれども、決算書62ページの歳入のところですが、20の2の1の1、地域総合整備資金貸付金の元金が入ったということで615万2,000円、貸付金というのですから、これはどういう性格のものかということと、もう一つは貸付先はどこか。そして当初返済期限、どうなっているのか。貸付金額、どうなっているのか。金利はどうなっているのかということについてお聞きします。

○藤田委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 地域総合整備資金、いわゆるふるさと融資につきましては、地域振興に資する民間投資を支援するために都道府県または市町村が長期の無利子資金を融資する制度でございまして、そのふるさと融資を行う場合には、地方公共団体が資金調達のために地方債、要するに起債を発行いたしまして貸付けを実施するものでございまして、地方公共団体が借り入れた地方債の利子相当分の75%が、後年度の地方交付税で措置されるものとなったせいでございます。

貸付け先でございまして、こちらは女化で特別養護法人を行っております社会福祉法人の博慈会に、特別養護老人ホームの増設に対しまして貸付けを行っております。その後、毎年償還を行っております、今回は歳入で入ってございまして、貸付残額につきましては1,848万円が残っている状況でございまして、以上でございます。

○藤田委員長 北島委員。

○北島委員 そうすると、これは無利子の融資ですか。

○藤田委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 先ほども申し上げましたが、こちらのふるさと融資の制度ですので無利子という形になります。

○藤田委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 貸付け、相手方に対しては無利子ですけれども、こちらその原資としては地債、先ほど言っていましたけれども、地方債を借りていますので、牛久市から銀行に借りる場合に

いては利子相当分を払いますけれども、先ほど申し上げたとおり、利子相当分の75%が基準財政需要額に算入される、交付税ですね。そちらという形になります。以上になります。

○藤田委員長 よろしいですか。ほかに質疑ある方挙手願います。

○石原委員 それでは、最初に3点お願いしたいと思います。

まず、歳入です。市長公室になりますか、57ページ、ふるさと応援寄附金について、これ6,000万円くらい収入あったようなんですが、この収入額を踏まえまして今後の収入額についてどう考えているのかということが1つ。それと、それに関連して今後の数値目標（「総務課です」の声あり）あ、違うの、これ。ふるさと応援基金、決算、違うの。そうか、去年までは事務局長か、失礼しました。でも、あれでしょう。

○藤田委員長 そのまま暫時休憩します。

午後1時59分休憩

午後2時00分開議

○藤田委員長 再開いたします。

○石原委員 聞き直しします。これは今度広報うしくだ、これはいいんだよね、96ページ。この金額から判断して経費を節減する観点から、どうなんですかね、毎月2回、今発行しているんですけども、これを月1回に見直すことがあり得るのかどうか。もしくはこれを毎月1日号の配布方法というのを、今区長さん中心にやっているんですけども、行政区中心にやっていますが、これの配布方法の見直しというものを考えているのかということがお聞きしたいです。

それから、2つ目。コミュニティーFM。98ページ。1,997万円という委託料なんですけど、これの内訳を確認しておきたいと思います。

それから、委託料について、今後見直しを考えているのかどうかお尋ねしたいと思います。

それから3つ目、デマンド交通ですね。132ページになりますか。昨年からこれ始まったんですよ。令和2年度決算ということなんですけど、こうなるとあまり期間はなかったんですけども、利用料収入、これがどのくらいあったのかということを確認しておきたいと思います。

それから、700円ですか、初乗り。なんだけれども、その金額の見直し、その辺をどう考えているのかということ、以上についてお尋ねしたいと思います。

○藤田委員長 広報政策課長。

○植田広報政策課長 まず、広報うしく月1回というお話ですけども、月1回というのはこれからスマホ等、ホームページ使って見る方が増えてくるという点では、確かに1回でもいいかなとは思いますが、今現状まだ広報紙、紙ベースで見る方もかなり多くいらっしゃいます。また、コロナ禍ですので、情報難民が出てしまっはしようがないということになります。ですので、今すぐに月1回にするという案は、今のところはございません。今後検討はしていく必要があるかと思いますが、今現在はないという状況にあります。

次に、1日号もポスティングにというお話なんですけど、行政区の区長さんに以前に、令和元年8月が一番最近なんですけど、アンケートを行った結果、引き続き行政区で配布したいという案も

ございました。あと、今ポスティングを1日号もポスティングといいますと、かなりこの近隣、1日号が競合しているところが、競合というか、皆さんほかの市町村でも1日号、ポスティング使っている、同じ業者になってしましまして、この4日間ぐらいで全て全戸配布できるというポスティング業者が現在ありませんので、そこに競合してしまうというか、一緒になってしましますので、今のところは1日号は行政区でお願いしようと思っております。15日号は引き続きポスティングでという形で頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひします。すみません。

あと、コミュニティーFMなんですけど、すみません、少々お待ちください。こちらは全てが委託料になっておりまして、定期放送、定期放送が昨年でございますと243回、これは10時半から11時半まで市の情報を流していただいております。広報うしくをはじめ、コロナの情報等流していただいております。それと、イベント中継放送といましてサテライト放送というか、その現場に行きまして現場の情報を市民の皆様にごんごんことが行われるか、情報を発信していただいているわけなんですけど、そちらが年間5回ということになります。それぞれの内訳ですが、定期放送が1時間7万2,000円掛ける243回というのが定期放送、イベント中継放送が13万2,000円の5回という形で放送させていただいております。というか、委託させていただいております。以上になります。

○藤田委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 ただいまのデマンド交通についての御質問についてお答えさせていただきます。

デマンド交通の利用者の方の利用料金ということなんですけど、決算書の72ページ、雑入に記載がされておまして128万4,500万円となっております。それで、料金の見直しについてなんですけれども、まだ昨年10月から始まって間もなく1年になるかというところでございます。現在については見直しは考えてございません。ただ、昨年度の決算の状況からいきますと、このタクシーの運行納付金、これ利用料金なんですけど、そちらを半年間の利用人数、2,316人で割りますと、お一人当たり554円ということで、かなりの皆様が割引料金で、乗合割引であるとか割引料金で利用されているということが分かります。そういったことも踏まえて、いろいろな面から検討して今後また、料金については考えていきたいと思っております。以上です。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 そうすると、まずコミュニティーFMのほうね、課長、お聞きしたかったのは、答弁漏れだと思っただけなんですけども、1,997万円の委託料の今後の見直しを考えているのかどうか。その辺。それをお尋ねしたいと思います。

それから、柳田課長のところにあるそのデマンドの今の登録者数、それがどのぐらいいるのか。これできましたら地域で教えてもらえたらなと、東部がどのくらい、岡田地区。牛久地区と大まかに3地区、どのくらいいるのかということと、その推移というか、増えているのかな。その辺も併せてお願いできればと思います。

○藤田委員長 広報政策課長。

○植田広報政策課長 FMの委託料の見直しというところなんです、こちらなんです、一応地域に密着した情報の発信、あと地域活性化の推進ということと、あとイベントに出向いて放送することによりまして、市民参加型のにぎわいのある町に寄与するという、あと災害時の迅速かつ継続的な情報発信ということもありますので、今この1時間7万2,000円という金額が、今後見直しするかどうかという点に関しましては、近隣の市町村、確認もしておりますが、牛久市はその60分7万2,000円というのが制作費込みという金額になっております。水戸市等は制作費と別で、以前聞いたときには1時間12万9,000円。新潟県長岡市が10万8000円と、その前聞いたときにはこちら、かかっておりますので、牛久市は7万2,000円で金額的には安いかなと思っておりますので、継続してこのまましばらくは、検討はいたしますが、このまま続けていく予定でおります。以上です。

○藤田委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 ウシタクの登録者数につきましては昨年度末、3月末現在で1,863人おりました、今年度は7月末で2,065人ですので、4か月間で200人ほど増えております。地区別についてはすみません、本日資料を持ってきておりませんが、利用回数の分布からしますと、それに比例しているのではないかなと思うんですが、牛久地区で大体45%以上、岡田地区で43%ぐらい、残りが奥野地区ということになりますので、人口比に応じた対応した比率にはなっているかと思えます。以上です。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 そうするとね、課長、今のデマンドの件なんですけれども、まだデマンド交通タクシーを知らない人が結構いるんです。いろいろ広報には努めているんでしょうけれども、もう少し、周知徹底を図っていく必要があるんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうか、担当課として。

○藤田委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 周知につきましては、昨年この事業スタートする際、9月に全戸配布で、会員の登録申込みと利用の御案内について配布をさせていただきました。また、今度広報紙で利用の御案内について再度掲載していくようにしております。以上です。

○藤田委員長 ほかに質疑のある方は挙手をお願いいたします。黒木委員。

○黒木委員 お願いいたします。

96ページの先ほど来のように広報ですね。広報の配布料が、これは1日号と15日号の含まれた金額なのかどうか。それと、平日頃、ポスティング、15日号の配布料が1部10円と記憶しているんですが、その辺ですと一般的な配布料からすると高いということなので、この辺についてお聞きしたいと思えます。

もう一つは、決算及び基金運用状況審査意見書の4ページの中に一般会計、特別会計歳入歳出のところの不納欠損額が結構、1億1,288万560円となっているんですけれども、これはやはりどうしても企業の人たちのコロナ禍で納税が滞ってというよりも、できなかったという理由なのかどうか。その辺をお聞きしたいと思えます。

あとは、52ページ、県の補助金ですね。3衛生費の県補助金の中の茨城県自立分散型エネルギー設備導入促進、ごめん、これ違かった。一応そこの2つだけ。

○藤田委員長 2件の答弁をお願いいたします。広報政策課長。

○植田広報政策課長 広報うしく1日号ですが、こちらは単価でよろしかったですよね。1日号、配布のことだけですか。では、ポスティングのことでよろしいですね。配布の単価ということでもよろしかったですか。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 ポスティングの単価が高いということで、両方金額的にちょっと高いので、1月の各行政区にお任せしているわけですが、その辺についてもお金払っているのかどうか。その2つを含めた金額であるのかどうかの確認と、15日号のポスティングだけであるということであれば、一般常識から高いんじゃないかということです。この辺（「失礼いたしました」の声あり）説明をいただきたいということです。

○植田広報政策課長 すみません、ではお答えいたします。

まず、1日号は市民活動課で行政区の配布というのを行っていただいています。そちらが今数字がないんですけれども、ちょっと待ってください、ありました。そちらは単価900円で1時間委託しているという形になります。15日号の配布なんですけれども、1部14.85円という形で配布をお願いしております。こちらなんです、確かに年々若干ポスティング料は上がってはきております。昨年につきましては、こちら当初予算の単価なんですけれども、最初、15.4円を見ておりましたが、契約で14.85円ということで、これが今後、高いんですが、やっていただく業務としてはポスティング全戸配布ということでやっておりますので、これを高いのでやめてしまうということは、今現在では考えておりませんので、このまま。それで先ほどもお話ししましたが、配布をお願いするのに当たり、4日で配布してくれるところというのが、業者さんでないんですね。ですので、事業所さんでないので、こちらはお願いするしかないということにはなっております。以上です。

○藤田委員長 監査委員事務局長。

○本多監査委員事務局長 黒木委員の御質問ということで、不納欠損の額が増えているということなんです、決算審査の中で収納課からヒアリング等もしてございまして、コロナの関係というよりも収納課で滞納整理に鋭意取り組んでいたんですけれども、結果的に債務調査等行っても徴収ができないとの判断で、不納欠損に至っているという今回額が上がっているということでお話は聞いております。以上です。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 うしく広報ですね。だから、先ほど申し上げましたように、15日、牛久広報の配布料だけでは高いと一般の常識から、前から言われていたんですが、私は10円だと思っていたら今御答弁いただきましたように14.15円ということなんです、1部に対してということであるならば、新聞折り込みあるいはポスティング業者もその頃が3日で、4日で全戸配布してくれるところ、あまりそういうポスティング会社はないとおっしゃいましたけれども、こ

の金額というのはちょっと高いんじゃないかということで、もう1回いろいろやはり一般常識的に、だから高くしたものを安くするという事はなかなか大変なので、新聞折り込みでも今3円30銭ですし、ポスティングでも約5円ぐらいでできるんですね。そういう中で、ちょっと行政の何ていうのかな、支出の精査の怠慢というか、そういうものが見てとれると思いますから、だからこの辺の金額をやはりちょっと問題かなと思います。

それと、監査のほう、今おっしゃいましたけれども、この時期、去年の決算の期間というのは、まさにコロナの渦中にある状況の中ですから、そういう企業なんかとか飲食業なんかは収益が落ち込んだ中で、税金が納められないという状況になっていたのかなと、あれなんですけれども、そういう結果ではないという確認でよろしいんですね。

○藤田委員長 広報政策課長。

○植田広報政策課長 お答えいたします。

新聞折り込みというお話なんですけれども、以前新聞折り込みをやっておりまして、それをポスティングに変えた経緯がございます。というのが、新聞を取っている御家庭が少なくなってしまって、手元に届かないという方の御意見がとても多かったんです。15日号というのが、基本的に情報を皆さんの下にお知らせするというものになっておりますので、より多くの方のお手元に届けなくてはいけないということで、ポスティングに変更したという経緯がございますので、そこは御理解ください。

金額も、こちらもそれはこちらでは一応このまま継続したいと思っておりますが、より安価なほうがもちろんいいのは分かっておりますので、こちらも検討してまいります。

○藤田委員長 市長。

○根本市長 広報紙の1日号と15日号というのは私たちも。

○藤田委員長 市長、すみません、マイクを。

○根本市長 広報紙の1日号、15月号というのは前から私たちも検討いたしまして、もう15日の配布はいいんじゃないかという話もしております。そういうことで、今先ほども言われましたように、いろいろな広報のメール、いろんなホームページの伝達物が結構今ありますので、どうかという話もあります。

一番問題なのは、広報紙が市民活動と政策情報課の2つに分かれている。これはちょっとおかしな話だという話をしました。やはり、こういうものは一本化しなきゃいけないという話をしまして、そして1日号の広報紙は、ある行政では行政区のいろんな情報を取るための、一つの大きな市民と住民の皆さんとの接点でもあるという話でございました。非常に重要なそういうお仕事だという話もして、ただ区費を払ってくれない人はどうだとかといろいろございます。やはりその辺も検討しながら、そしてだんだん今、何ていいますか、広報紙が厚くなっている状況でございます。なるべく簡素化するようにという話をしています。

そういうことで、時代に合った広報紙の在り方、先ほどもいろんな団体の交付金とか補助金とかございますけれども、やはり時代が変わればその補助金の内容も、私は変わると思います。広報紙もそうです。ですから、時代に合ったそういう補助金、交付金の在り方を今からしなきゃい

けない。いつまでも従来どおりのやり方では、皆さん理解できないのではないかとということで、そういうことを私たちは事業、取り組んでいます。

ですから、一つの大きな話、5年前ぐらいやらやっているんですけども、これは広報と違いますけれども、区民館の建替え、これはこういうところと言うと、非常にこれから私は本当に耳障りな話もしませんと、牛久の場合は条件がございます。幾らかかってもその半分ということで、これじゃ幾らなんでもお金がかかってしまう、ある程度基準を設けながら時代に合ったような補助金の仕方、FMユ一もそうですけれども、いろんなどころでいろんない見方、それからそういうことを考えながら、これからやっていくことも必要なのかなと、私思っております。

○藤田委員長 監査委員事務局長。

○本多監査委員事務局長 不納欠損とコロナの影響ということなんですけれども、ごめんなさい、先ほど私お話しした、ちょっと言葉足らずだったかもしれませんが、コロナの影響で滞納に影響が出たかというところがあるかもしれません。それが全くないとは言い切れませんが、滞納をしてしまった結果、それを滞納整理という形で何とか納めていただくという努力を、収納課ではしております。その結果、不納欠損という制度を使って、税金は取れなかったということであった額が昨年度は多かったというお話かと、私は聞き及んでいます。以上です。

○藤田委員長 次に、質疑のある方挙手をお願いいたします。ほかに御質問はありませんか。山本委員。

○山本委員 3点お願いします。

326ページです。創生プロジェクトの管轄です。0104のエスカード牛久ビルの利活用を図るところです。エスカード牛久ビル管理費、こちらの内訳を伺いたいと思います。

それから98ページ、0104の市政に対する満足度を調査するという事業です。一昨年でしたか、この満足度の調査をしてその調査の内容からすぐに対応して、この市民満足度の事業が行われたと思います。昨年はその事業なかったんですけれども、それをお聞きしたときに、事業名では上げていないけれども、すぐに対応してこういう行動しましたというお話を伺いました。令和2年度、この調査結果を基に事業化したものがあるのかどうかをお伺いいたします。

それから、38ページの歳入になります。真ん中あたりですね。8番の新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金になります。以前に、資料も縦長ので感染症対策とか、学校には何を使ったとか、経済対策ということでまとめていただいた表がございます。これはこれでこういう分類で分けて集計していただいたわけなんですけど、ちょっと私、ある本を見ましたら、政府は事業継続分として幾ら幾ら、そして新しい生活様式分として算定されたと書いてありました。事業継続分というのは、いわゆる商品券や一時金のような、そのとき配ってしまったら消えてしまう消費型のお金ですね。それに対して、新しい生活様式分というのはコロナ禍、ウィズコロナ、ポストコロナの後に将来の生活様式を変えるための投資的な支出、そちらオンライン化とかキャッシュレス化とかですね。そういったものの考え方と書いてあったんですが、牛久市の場合コロナ交付金、そういう観点で捉えた場合にそれらの内訳ですね、金額、どれぐらいになったのかというのをお示しいただきたいと思います。以上3点です。

○藤田委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 エスカード牛久ビルの利活用を図る中のエスカード牛久ビル管理費の件につきましてお答えいたします。

決算額1億1,752万4,000円のうち、まず共益費相当分が8,287万9,000円、修繕積立金分が2,438万円、このほか令和2年度につきましてはエスカード牛久ビルにおけるリーシング委託費の負担分1,026万4,000円、こちらの支出を行っております。以上です。

○藤田委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 まず、市民満足度調査の結果を基に事業化したものという御質問ですが、まず委員のおっしゃる令和2年度の調査結果に基づくものというのは、今年令和3年度事業が対象となりますので、令和元年度の調査結果に基づくものとしたしましては、昨年度コロナ感染症対策の事業に注力した状況がありまして、満足度調査の結果を受けて、改めて新規に事業を追加したものはございませんでした。令和元年度の調査結果だけに限らず、例年充実を求められております地域の安全確保、それから交通事故発生を防ぐ施設整備などにつきましては、実施事業の中での地域安全課の道路の表示の事業であるとか、道路整備課の道路の改修事業、こういったものに充てております。

令和元年度については、補正予算を組んで特出しして行いましたけれども、昨年度は行わなかったのですが、今年令和3年度についてはちょうど交通事故の案件などもございましたので、今回の9月議会に補正の予算を上程させていただいております。また、満足度調査の結果をよく分析をいたしまして、支給行わなければならないものについては、やはり今後も補正予算を上程させていただいて対応していく考えでおります。

続いての質問で、新型コロナウイルス臨時交付金、こちらの内訳ということで、令和2年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、全部で60事業ございました。事業費の総額で9億4,346万6,000円ございました。そのうち、事業継続分として事業者支援などに係るものについては10事業で約1億8,500万円、全体の約2割となっております。残りの50事業、約7億5,800万円、全体の8割が新しい生活様式に係る事業となっております。以上です。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 それでは、エスカードビルの利活用のところ、今リーシングの負担分というのが出てまいりました。今年度初めて発生したのかと思うんですが、これの契約の関係とお金の流れというのがどうなっているのか。都市開発の令和2年度の決算書の中に今年度特別利益として、たしかリーシング精算金というのが入っていたと思いますので、その関係も含めて御説明いただきたいと思います。

それから、先ほど市政に対する満足度ということでは、今後もその補正を上げてやるときとやらないときと、その場に応じてという考え方になるのかということをお願いいたします。以上です。

○藤田委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 エスカードのリーシングの関係についてお答え申し上げます。

まず、契約関係ということでしたが、契約につきましては、牛久都市開発株式会社と請け負ったリーシング企業との間の契約になります。牛久市では、牛久都市開発株式会社と費用負担の覚書きを交わしまして、費用が確定した後、精算として牛久市が負担相当分をお支払いしています。最後に、牛久都市開発の決算書に精算金とあったという点についてですが、昨年度牛久市で支払いをしましたリーシングの負担金につきましては、結果的には出納整理期間に入った形になっています。企業の決算では出納整理期間の考え方がありませんので、牛久都市開発株式会社が支出した年度と、牛久都市開発株式会社に入った年度がずれたことによって、精算金という科目で処理されているものと思います。以上です。

○藤田委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 ただいまの山本委員の御質問、市民満足度調査に対応する事業ということで、今後も至急対応しなければならない事業については、もちろん補正予算での対応ということで、それとやはり例年の事業の予算化のスケジュール、こちらが毎年、翌年度予算と10月に編成始まりますので、それで年度が替わって事業の開始ということになります。市民満足度調査が毎年3月に実施をしております、集計が終わるのが大体5月頃になります。その5月の集計結果を受けて、年度の中で9月補正で至急やらなければならないものの判断ができるという時期でもございますので、至急やるものについては、その時期に判断をしたいと思っております。以上です。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 そのリーシング負担というのは令和2年度発生したわけなんです、3階までの床が牛久はあるということで今後もこれは3階もまだ入っておりませんので、リーシングの委託費負担分というのが決まった場合は、牛久の床相当分というのを今後も負担をしていくという考え方でよろしいでしょうか。

○藤田委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 そのとおりです。以上です。

○藤田委員長 ほかに質疑はございませんか。市長。

○根本市長 先ほどのポスティング料金という話、されましたけれども、牛久は高いんじゃないか。ただ、先ほど選挙のポスティングと一緒にされました。そこは選挙のチラシと広報紙のあれとは性質が違うものですから、量も多くなるものですから、選挙のチラシと一緒に値段は、恐らく業者の方も受けてくれないのが現実だと思います。

○藤田委員長 以上をもって市長公室、ありますか。山本委員。簡潔にお願いいたします。

○山本委員 すみません、あと2件です。

財政課で全体的な考え方を伺いたいと思います。公債費と地方債の考え方ということで、以前お伺いしたときに、借金をするときには借金の返済金より下の、下回った金額で公債費、地方債を借りているというお話だったんですね。今回、地方債22億円、交際費が20億円となっていま

す。その年によって多少の上下はあると思うんですが、大体19億円ぐらいに収めるということも、そのときにおっしゃっていたと思います。そのような借入れに関して、または返済に関しての基本的なお考えを伺いたいと思います。

それから、ページ数で420ページです。エスカード牛久ビル生涯学習センターを管理運営するということの中で、ここで施設、これになるのかな、ごめんなさい、コロナ交付金の対象事業でたしか繰越しになったんですかね、エスカードホールへのプロジェクターですか、それがあったと思うのですが、これはこのプロジェクター1,000万円ほどだったかと思います。たしか、9月の補正で上がったと思うんですが、これがeスポーツ大会を誘致するための推進するための施設整備というお話でした。概算、補正予算の概算の説明書にもそのように書いてございました。令和3年度のエスカードの公共施設整備計画が未定と今なった状況の中で、このeスポーツ大会のためのプロジェクターの整備というのを見直し、検討する、再度検討するというお考えはないのかというところをお伺いいたします。

また、繰越しになった理由ですね。そちらに関してもお尋ねいたします。

○藤田委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 起債でございますけれども、先ほど委員がおっしゃったように、これまでも当然そうですけれども、でき得る限り元金の償還以内を上限として発行額を抑えること。また、それに加えまして普通交付税の基準財政需要額に算入される事業債、そちらを優先的に選択するなどを念頭に置きまして予算措置を行い、借入れを行っているところでございます。以上でございます。

○藤田委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 プロジェクターの件につきましてお答えいたします。

まず、繰越しとなった経緯についてですが、繰越しにつきましては3月議会でも補正予算で計上しておりますので、そのときにも御説明をしているかと思っております。機器の選定ですとか、あと機器設置後、エスカードホールの運営を行う生涯学習課またホールの管理委託業者等と協議をしまして、機器構成等再度検討し直しの部分がありましたので、結果的に繰越しとなっております。

次に、再検討するかという点ですね。エスカードホールのプロジェクター設置につきましては、プロジェクターを設置することでeスポーツに限らず配信のイベントですとか、オンラインでの会議、こういったものにも使えるものと思っています。もちろん、eスポーツ大会の誘致にも優位性を持てるよというのは、茨城県ですとか、実際にあそこの会場でeスポーツの競技会をやった民間事業者からも提案を受けているところでして、現時点においてプロジェクターの設置の計画を見直す予定はございません。以上です。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 それでは、公債費のピークですね。以前お聞きしたとき、令和5年度が公債費のピークが来るということをおっしゃっていたと思うのですが、その辺をお伺いしたいのと、また今後考えられる地方債の発行として大きなものは何があるのかをお尋ねいたします。

○藤田委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 まず、公債費のピークでございますけれども、令和2年度の決算額また令和3年度の予算額、令和3年度への繰越明許及び令和4年度以降の借入額を元金償還額の19億円として試算いたしますと、令和7年度がピークとなるものと考えてございます。また、今後考えられる市債の発行といたしまして、臨時財政対策債及び道路整備等の事業を除きますと、今定例会において提出してございます防災情報伝達室の整備工事、こちらが令和3年度から令和7年度までの事業であること。中央生涯学習センターの第1期工事、改修工事ですね、令和3年度、4年度の事業、令和3年度、令和4年度に基本設計、実施設計を行うものでございます。令和5年度以降のおくの義務教育学校の建設事業、それらの事業に対しまして、市債の発行を考えてございます。ただ、各年度の事業の平準化を図りながら計画的に借入れするよう、今後におきましても進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○藤田委員長 以上をもって市長公室、経営企画部所管についての質疑を終結いたします。

ここで、執行部、説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。再開は15時といたします。

午後2時40分休憩

午後3時00分開議

○藤田委員長 休憩前に引き続き、決算特別委員会を開きます。

認定第1号 令和2年度牛久市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

総務部等所管について問題に供します。総務部所管について質疑のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 2点ほどお尋ねしたいと思います。まずは、ふるさと応援基金、いいですね。57ページですか。歳入編。6,000万円ぐらい入っております、この収入額を踏まえて今後の収入額の推移というのをどう考えているのかということ。これがまず一つ。

それから、それに関連してですけれども、具体的な数値目標みたいな、このぐらいは欲しいんだけどなみたいな、そういう数値目標みたいなのがあるのかどうか。あればお示しをお願いしたいということでございます。

それから、もう1点。これは管財になるのかな。所有車両の件でございます。ページでいうと公用車になりますかね。100ページになりますか。今牛久市は所有形式、牛久市のものだけということで、買うという形を取っているんですけども、今後これを続けていくのか。要は、リース方式の導入なんかを検討する考えがあるのかどうか、併せてお尋ねしたいと思います。以上です。

○藤田委員長 総務課長。

○橋本総務課長 総務課、橋本です。よろしくお願いたします。

ふるさと寄附の歳入、いわゆる寄附額についてですが、令和2年度決算で6,300万円ほど入っております、これは過去から見ると今まででは2番目に多い数字となっているところです。今後、これをどう増やしていくかという話になりますと、決算としては総務課ですが、所管は令

和3年度からふるさと振興室でありますので、私は概要のみお話しさせていただくんですが、寄附額を増やすにはやはり返戻品を増やすしかないというのが、当時総務課で話していた内容でして、それを踏まえましてふるさと応援、今担当でも返戻品、令和2年度末で100種目あったものを現在178ぐらいまで増やしている状況でして、頑張っているのかなと思っています。

そういった中で、じゃあどれぐらいかという、当初総務課で令和3年度の予算上は総務課で予算組んでおりますので、歳入としては6,000万円ということで同じベースで考えていたんですが、今回の補正予算で広報政策課で3,000万円の増額を見込んで、9,000万円の寄附額を見込んでいるというお話ですので、そちらが令和3年度の目標額と考えてよろしいのかと思います。以上です。

○藤田委員長 管財課長。

○岩瀬管財課長 管財課の岩瀬です。よろしくお願いします。

公用車、このままリース、買ってリースをやらないのか、検討しないのかというお話でございますけれども、現在公用車につきましてはかなり古くなっているものもありまして、牛久市の場合10万キロ以上、年数にしても15年以上たっている公用車が多数あります。その関係で現在のところは購入がいいという判断で、購入している状態でございます。ただ、今後リース等踏まえまして、検討していく余地はあるのかなと思っています。以上です。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 今回の公用車の件なんですけれども、普通車と軽自動車と種類があると思いますが、どうなんでしょう、今後経費節減の観点から対応できるものであれば軽の車両、そういうもので対応していくべきだなどは考えているんですが、その辺についてはどうなんでしょうか。

○藤田委員長 管財課長。

○岩瀬管財課長 今回の御質問ですけれども、現在使用目的によって購入するのが一番いいのかなと思っています。今現在でも、軽自動車の公用車が多数あります。こちらはちょっとした小回りが利くものですから、細い路地とか現場確認とか非常に優れておりまして、職員からも人気のある車種でございますので、そういった状況を見ながら車両は決めていくような形で取りたいと思っています。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 それから、再度確認をしておきますが、先ほど課長の答弁の中では私の理解の中では、リース方式も今後検討の対象であると理解しておいてよろしいんですか。

○藤田委員長 管財課長。

○岩瀬管財課長 すみません、今の御質問ですけれども、現在のところ直近でリースの見積りとか、そういった形は昨年度取っていない状態になりますので、ランニングを含めた形で検討する余地はあるのかなというところです。（「結構です、以上です」の声あり）

○藤田委員長 ほかに質疑のある方は挙手をお願いいたします。加川委員。

○加川委員 2点ほどお伺いいたします。

人事課、事業名としては86ページの0105職員の福利厚生について当たるのかなと考えますが、総務省が今年度全国的に自治体職員を対象とする調査を実施したところでもあります。令和2年度にメンタル不調で1週間以上欠席した職員数または精神的不調の相談件数及び長期病期療養中の職員数、また今年度感染症下で窓口でクレーマー等が増加し、対応が今後問われてくるかと思いますが、こちらの対応策についてお伺いします。

また、同じく職員の福利厚生についてですが、ワーク・ライフ・バランスという点で各自治体では、職員が育児休業を取りやすいようにパンフレットやパスポートを作ったり、職員の時差出勤や看護休暇を促進している自治体が増えてきています。当市でも、令和2年度に育児休業に関わる条例を見直しております。令和2年度の育児休業取得者及びこの関連のお取組についてお聞かせください。

2点目といたしまして管財課への質問となります。こちら110ページの0108という事業になるかと思えます。市庁舎内での感染症対策について具体的にどのようなことが実施され、また今後についてどのような課題が生まれてきているか。同じく、0109の事業でリフレ分散執務室の運用状況、具体的に、どの課が分散事業を行ったのか。今後も使用するのか、メリットとデメリット、両方感じられたかと思えますので、こちらの点についてお伺いいたします。以上です。

○藤田委員長 管財課長。

○岩瀬管財課長 今の庁舎の感染対策について質問にお答えします。

まず、庁舎内の感染予防なんですけれども。

○藤田委員長 マイクに近づけてもらっていいですか。

○岩瀬管財課長 失礼しました。庁舎内の感染対策なんですけれども現在行ったのは窓口カウンターや事務機の飛散防止シートの設置、庁舎、分庁舎、第3分庁舎、サーマルカメラの設置、敷地内への手指消毒の設置、あと事務机キャビネット等の物品消毒剤の設置、手すり、ドアノブ等の共有部の消毒、窓や扉を開けながらの換気、分散勤務、在宅勤務、ロビー内の椅子の間引き等を行っております。

今、お話のありましたこちらの事業なんですけれども、そういったものを薬剤、手指消毒剤とかの購入、こちらで上げさせていただいております。

それと、課題という点なんですけれども、こちらの課題につきましては現在分散勤務という形でやっておるんですけれども、どうしても建物の休館に伴いまして、会議室等を使用しながら分散勤務を行っている状況になります。ですので、当然施設の開放が始まれば、そちらの分散勤務ができない状況になってしまっていて、終了せざるを得ない状況になりますから、継続的に分散勤務、これを行うことができなというのが現在の課題と考えます。以上になります。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○二野屏総務部次長兼人事課長 お答えします。

療養休暇取得者と育児休業取得者の人数なんですけれども、すみません、今手元にデータ持ち合わせていないので、また後ほどお答えします。

それと、ワーク・ライフ・バランスで育児休業の啓発なんですけれども、女性活躍推進法が施

行されたときに子育て応援ハンドブックというのを作成しております、そちらの中で会計年度、常勤職員がおのの取れる休暇制度の一覧や、男性職員が取れる休暇制度などをまとめたものを使用して、啓発を行っております。以上です。

○藤田委員長 管財課長。

○岩瀬管財課長 先ほど、加川委員の御質問の中で、ひたち野リフレ、どちらで使用したのかというお答えを忘れていましたので、答弁させていただきます。

こちらは、環境部や建設部、総務部といった形で複数の部にわたりまして、リフレの第1会議室、第2会議室、第3会議室を利用しまして分散勤務をさせていただいております。デメリットといたしましては、パソコンとかを持って行って分散勤務をやっておりまして、ネットワーク関係の電子データにつきましてはパソコンを通じながら確認することはできるんですけども、どうしても署名関係といったもので確認することは困難なものですから、この書類が見たいという形で思ったとしても、なかなか見ることができないというデメリットがあるのかなと思います。

メリットといたしましては、やはり分散勤務で機の配置もかなりゆったりした形の配置でやらせていただいております。その関係でリスクというのはこちらの本庁舎とか執務しているときと比べまして、かなり下がるのかなということと、あとひたち野リフレ、休館ということもありまして、かなりいいんとしたような状況になりますので、職員からは集中してできるような声というのも上がっております。以上です。

○藤田委員長 加川委員。

○加川委員 先ほど、メンタルヘルスケアの点で、メンタル不調の相談件数や職員数、1週間以上欠席した職員数や病気療養中の職員数、後でお示しいただくということで、加えてワーク・ライフ・バランスのところ、令和2年度の育児休業取得者の数もお願いします。以上です。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○二野屏総務部次長兼人事課長 申し訳ありません。そちらの数もまた後でお答えします。申し訳ありません。

○藤田委員長 よろしいですね。質疑のある方は挙手をお願いします。山本委員。

○山本委員 3点お願いいたします。

まず、税務課になるかと思いますが、136ページの0103過誤納金や予納金を還付するという事業です。次の138ページ見ますと、予備費より700万円以上の流用が出ております。これになった、この流用が出た経緯というか原因、そこら辺をお伺いしたいと思います。

それから、管財課の管轄ですね、104ページの0102、庁舎を維持管理する施設整備工事、多分これ屋上の喫煙所だと思うのですが、この喫煙所の利用状況はどうなっているのか。あと管理体制、火を使うというところで灰皿を置いていないという話でしたけれども、その辺の利用状況と管理体制をお伺いしたいと思います。

それから、人事課で全体像を伺いたいんですけども、コロナ、令和2年度はコロナに明け暮れた1年ということで、コロナの対応でそれぞれ部署の中で長時間な時間外、多岐にわたるそういう事業、長時間の時間外が発生した部署があるのか。そこら辺の状況とそれに対する対応、人

員を増やしたりしたことがあったのか。

あとは先ほども分散勤務をというお話出ましたけれども、恐らく執行部の中でコロナのステージ2とかステージ3、ステージ4、そのステージに合わせた分散勤務やテレワークなどの勤務体制を整えることがあったと思います。その辺のステージに合わせた勤務体制というのが、今どれぐらい取れているのか。今のお話ではリフレに行くと書類がないのでちょっとなかなか大変だなんていうお話が出ましたけれども、そういうのも併せて課題も含めてお伺いしたいと思います。まずはそれでお願いいたします。

○藤田委員長 税務課長。

○晝田税務課長 税務課、晝田です。よろしくお願いいたします。

過誤納金で750万円の流用が発生した経緯。こちらの経緯なんですけど、固定資産税の償却資産について修正申告書が提出されたことにより還付が発生したためです。固定資産税のうち償却資産なんですけど、土地や建物と違いまして課税対象物件の把握が困難ということから、所有者の申告の義務が課されているんですけど、所有者が1月1日現在に持っている資産や取得価格について市町村長に申告をして、市町村はその申告を基に評価額を決定して課税をするという方法を取っております。

今年、令和3年1月下旬に2者より修正申告書の提出がありまして、1件につきましては建物の付帯設備建物に附属する電気工事とか、そういったものですが、それは家屋としても既に市で課税していたものなんですけれども、それは償却資産として事業者から申告をしてきていたために重複課税となっております。こちら、平成30年度、令和元年度の2年分の修正申告がありまして、還付額は加算金と合わせて約1,460万円となりました。もう1件も、こちらは納税者が申告の際に取得価格、この資産の価格を誤って、これは桁誤りなんですけれども、申告いただいたために過誤納付になってしまったということで、こちら期間が平成27年度から令和元年度までの過誤納金と、令和2年度の還付加算金合わせて380万円、こちらが還付の対象となりました。

2件合わせて約1,800万円強なんですけど、年度末が近いということもありまして、当初予算で4,000万円ほど計上させていただいてあるんですけど、既に2,900万円ほど執行済みであったため不足が発生してしまいまして、過誤納金については速やかに納税義務者に還付しなければならないというものもありますし、先ほどお話ししました加算金というものは日々加算されてしまいますので、こちら、そういうこと理由で予備費での対応とさせていただきました。以上です。

○藤田委員長 管財課長。

○岩瀬管財課長 管財課の岩瀬です。よろしくお願いいたします。

先ほどの喫煙所、こちらの利用者数どれぐらいかというお話でございますが、喫煙所の利用者数については把握はしておりません。ただ、職員だけではなくて一般の方の御利用しているところは見かけたり、数は多くはないんですけども、お見かけはしておるような状態でございます。

それとあと、管理体制でございますけれども、利用時間といたしましては午前8時から午後6

時までとしておりました、喫煙所の利用者がいないのを確認して施錠しているような状態になります。委員さんからもお話がありましたとおり、灰皿は置いておりません。喫煙所の方がポケット灰皿等を御用意していただいで吸っていただくような形を取ってございます。こちら、喫煙所を利用するに際しまして、できるだけ距離を保つこととか、マスクなしの会話は控えることとか、混雑時は時間帯をずらして利用していただきとか、不必要に長い時間滞在しないでくださいと注意喚起をしながら、利用していただいでいる状態になります。以上になります。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○二野屏総務部次長兼人事課長 お答えします。

コロナの影響による時間外なんですけれども、令和2年度でいうと社会福祉課が、特別定額給付金業務で時間外勤務がかなり増えています。その前後でいうと令和2年3月、令和元年度末が学校関係で、学校教育課とか教育企画課の時間外が増えています。そのほかでは、昨年度、一昨年度、確定申告の時期が延長されたことに伴いまして、賦課までの期間が短くなったことにより、税務課の課税業務でも若干時間外が増えております。目立つところはそうで、2年度で目立つところは、逆にイベントを多く抱えていたところは、イベントの中止により時間外が減っている部署も、環境経済部やスポーツ推進課等ございます。

令和3年度に入ると、集団接種の業務で健康づくり推進課の時間外が増えているという現状です。対策としましては、特別定額給付金や集団接種についてはワーキングチームを設けたり、各ほかの部署の増員体制などで定額給付金などは対応しております。

それと、コロナへの対応なんですけれども、まずは分散勤務については昨年4月中旬に開始いたしました。1回目が6月3日まで、2回目は12月7日から3月3日まで、今回も緊急事態宣言出たタイミングで分散勤務の会場を用意して、各課に割り振っております。それと、そのほかの対応なんですけれども、在宅勤務につきましては昨年4月27日から告示をつくりまして、それに沿って4月27日から在宅勤務を開始しております。その後、少し時間は空いたんですけれども、昨年12月14日からテレワークを導入できる端末を用意しまして、テレワークも活用できるようになっております。こちらについてはステージに関係なくこれ以降、テレワークは特に実証実験という意味も含めまして、本当に初めてリモートワークをやるといういろんな不具合とか、そういう事前の準備が必要だということが見えてきますので、そういった形でテレワークも継続して実施しております。以上です。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 喫煙所なんですけれども、一般の人、あとは職員の利用、そして8時から18時の開場というんですか、そのお話だったんですが、私この前伺ったときたばこのポイ捨てがあったようで、そのポイ捨ての注意書きがたしか貼ってあったと思います。その状況をお知らせいただきたいのと、その後ポスターを貼ったことによって改善されたのかというところを、どういう状況だったか含めて伺いたいと思います。

それから、さっきのテレワークをやることで、いろいろ不具合も見えてきたというお話だったんですが、そこら辺詳しく教えていただければと思います。分散勤務に関しては今、会議室を使

ったり、先ほども公共施設が閉館になった場合は、なかなかそちらも使えないということで、今スペース的には分散勤務をするに当たってのスペースはなかなか十分ではないのか、十分あるのかというところを、どう捉えていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。以上です。

○藤田委員長 管財課長。

○岩瀬管財課長 管財課の岩瀬です。

先ほど質問ありました御喫煙所のポイ捨ての件なんですけれども、こちらのほう実際に利用されている職員から捨てられているというお話がありまして、発覚したものになります。それを現場写真を撮りながら、こういうことやめてくださいよという形で、委員さんもおっしゃっていましたけれども、現在喫煙所の中でお知らせといいますか、しないでくださいという注意喚起をしているという状況です。こちら1回発生はしたものの、それ以降につきましてはポイ捨てがあったことは1回もございません。以上でございます。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○二野屏総務部次長兼人事課長 テレワークの問題点につきましては、市の持ち出せる文書というものがなかなか限られてしまっているものですから、文書を持ち出さずにテレワークをやるにはどうしたらいいのか。テレワークの方法もリモート端末みたいな形で、端末から市役所の端末を遠隔操作するようなイメージで操作しますので、逆に言うとネットワークの中に必要な資料をPDF化して事前に準備して入れておけば、資料を持ち出さなくても業務が可能となるという問題がありまして、その辺は徐々に、数をこなしていくうちに見えてきて、最初はなかなか資料がなくて進まなかったということは聞いているんですけれども、徐々に解消してきているとは思いますが。

それと、分散勤務のスペースなんですけれども、今現在分散勤務を行っている場所はひたち野リフレの4階、中央生涯学習センターの2階、奥野公民館の図書スペースで、3か所です。実際に分散勤務の希望数を確認した上で、その3か所で現在行っているんですけれども、理論上可能な形で用意したのが、今回はクリーンセンターの2階の研修室と小会議室みたいなところと、2階の旧の事務室、こちらも用意はしたんですけれども、距離的な問題で今回はそこまで人数がいなかったということで、使用はしていません。場合によっては、三日月橋公民館やそういったところも状況によっては、閉鎖していればあとはネットワークの関係ですね。ネットワークがつながる、つながらないもありますので、そちらがつながれば増やすことは可能となります。

ただ、なかなか業務的に、分散でやるとやはり先ほどテレワークと同じように、書類が持ち出せない、端末もある一定のセキュリティーがかかったところなら置いておけるけれども、自宅に持ち帰ることはできないということで、かなり手間はかかりますので、その辺も少しずつクリアしていかなければいけない問題だと考えております。以上です。

○藤田委員長 ほかに質疑のある方は挙手をお願いいたします。黒木委員。

○黒木委員 ページ数は86ページですね。0105職員の福利厚生を管理するというので、これは産業医に対する報酬だと思うんですけれども、牛久市の場合労働衛生安全法、要するに労安法という職員に対する定期的な検査というか、そういうものについては令和2年度の実施状況

はどのようにになっているのかお伺いしたいと思います。

続きまして、90ページ、市長表彰を実施する、この報償費のどのような賞賜金ということなので、その辺の内訳をお聞きしたいと思います。以上2点です。

○藤田委員長 答弁を求めます。総務部次長兼人事課長。

○二野屏総務部次長兼人事課長 昨年、産業医と実施した面談につきましては、長時間勤務2か月から6か月平均のどこかで80時間を超えた職員、または1月100時間を超えた職員が対象となっておりまして、対象者13名のうち年度内に完了した者は10名、残りの3名は今年度に入ってから面談をやっております。以上です。

○藤田委員長 答弁がまだ終わっておりませんので。総務部長。

○植田総務部長 2番目の質問の市長表彰実施するについては、秘書課の案件だと思います。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 今、御答弁いただいたんですけども、長時間労働に対する何ていうんですかね、私、労働安全衛生法、牛久の場合は実施したのかどうかというものを聞きたかったんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○二野屏総務部次長兼人事課長 労働安全衛生委員会のお話でしたら、昨年度は1回だけなんですけれども、実施しております。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 じゃあ1回やっているということでよろしいんですね。分かりました。

○藤田委員長 ほかに質疑のある方は挙手をお願いします。北島委員。

○北島委員 2点お伺いします。162ページ、人事課だと思うんですが、3、1、1、0101 社会福祉総務費、職員給与関係経費というところで3、2、1、0101より流用ということが書いてありますけれども、この項を越えての流用というのは規則上オーケーなんですか。私、独立行政法人にいたとき、目間の流用は大丈夫だ、しかし項を越えての流用は駄目だときつく言われた経験がありまして、ちょっと疑問に思ったんですが、市ではこれを問題なしにしているのでしょうか。

そして、2つ目、2点目は146ページの2、2、2の0107茨城租税債権管理機構へ滞納事案を移管するという、これが766万9,000円、これ滞納移管した件数と滞納総額、そして回収できた、回収はその前年度だと思うんですが、回収できた金額を教えてください。以上です。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○二野屏総務部次長兼人事課長 予算の流用についてお答えします。

こちらは、牛久市予算に関する規則というところで定められていまして、経費の流用ができないというものにつきましては、人件費につきましては人件費とその他の経費の間での流用はできないとされていますので、人件費間の今回は流用ですので、特に制限はないということです。以上です。

○藤田委員長 収納課長。

○大和田収納課長 収納課の大和田です。よろしくお願いします。

北島委員の租税債権機構に関する御質問にお答えいたします。

令和2年度に移管した件数は45件です。金額は本税額で6,589万3,219円となっております。令和元年度に移管した分の回収額ですが、納付のあった件数で40件、金額で5,264万2,093円となっております。以上です。

○藤田委員長 北島委員。

○北島委員 先ほどの予算流用についてですけれども、そうすると費目ごとに乗り越えられる垣根が違うということなんですか。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○二野屏総務部次長兼人事課長 先ほど申しました牛久市予算に関する規則の第17条第2項、次の各号に掲げる経費の流用は、これはしてはならないという条文がありまして、それは4つです。人件費とその他の経費の間での流用、公債費を増額するための流用、需用費のうち食糧費を増額するための流用、流用した経費のほかの経費への流用というふうに明文化されていますので、こちらのルールの中で行った流用となっています。

○藤田委員長 ほかに質疑のある方は挙手を願います。

以上をもって、総務部等所管についての質疑を終結いたします。

ここで、執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。再開は15時50分といたします。

午後3時33分休憩

午後3時50分開議

○藤田委員長 休憩前に引き続き、決算特別委員会を開きます。

認定第1号、令和2年度牛久市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

市民部所管について問題に供します。

市民部所管について、質疑のある方は御発言願います。守屋委員。

○守屋委員 守屋でございます。私、2点だけ質問させていただきます。

まず、感染症対策用の備蓄品、防災倉庫の総数と備蓄品の整備した場所はどれほどか。これが一つですね。

もう一つは、女性消防隊員の現在の人員状況と女性の防災士の増員計画があれば教えていただきたいと思えます。

もう一つ、端数なんですけれども、女性消防隊員で防災士の資格を持った方がいらっしゃるから何人いらっしゃるか。その質問をさせていただきます。以上です。

○藤田委員長 防災課長。

○中澤防災課長 守屋委員の御質問にお答えいたします。

備蓄品の防災倉庫でございますが、昨年度4棟ほど建築させていただきました。場所につきま

しては、運動公園敷地内、奥野生涯学習センター、中央生涯学習センター、福祉センターでございます。また備蓄品に関しましてはコロナの交付金でワンタッチパーティションあるいはテント、ゴーグルであるとかフェイスプロテクト、非接触型体温計など感染症に関するものを購入させていただいております。

また、女性消防団ですが、現在8名の女性消防団員が活動していただいております。今後、女性消防団、特に増やすということは現状では、今8人で活動が補えている状況でございます。さらにコロナ禍で非常に活動ができにくい状態になっておりますので、現状は今のところ募集はしてございません。防災士に関しましては、今のところは1名もいない状況でございます。以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は挙手を願います。石原委員。

○石原委員 それでは、130ページ、1点だけ質問をいたします。

地域活性化コミュニティー補助金、通称たまり場補助金の件でございます。3つほどありまして、まず1つ目がいろんな行政区、64行政区のうち恐らく半数くらいの行政区がこの補助金を使用していると思っておりますが、使途基準、使い道の基準みたいなものを定めているのかどうか。これがまず1点目でございます。

2点目が月額7万円ということで年間84万円ということでございますが、これをどうなんでしょう。将来的に見直す金額、そういう考えがあるのかどうか。

それと、3点目、7万円という金額の算出の根拠はどこにあるのか。以上についてお尋ねいたします。

○藤田委員長 市民部次長兼市民活動課長。

○栗山市民部次長兼市民活動課長 市民活動課の栗山です。よろしくお願いたします。

石原委員の御質問にお答えします。現在たまり場を行っている行政区というのが31行政区あります。それで、2行政区で1か所の場所、集会所を使っているものがあるので、場所的には30か所のたまり場実施となっております。基準なんです、交付規則に基づいて行っておりますので、交付規則の年間3分の2開館しているとか、無償で行政区外の人たちに広く貸し出しているとか、地域住民を巻き込んだコミュニティーづくりをしているか、役立てるかという基準に基づいて交付をしております。

2点目なんです、7万円を見直すかということなんです、現在その予定はございません。毎年現場に行きまして決算等も行い、確認もしておりますが、その中で多ければ多いほうがいいでしょうけれども、運営に支障を来しているような額でもない、現在のところ7万円を維持していきたいと思っております。

7万円の算出根拠なんです、明確なものはございませんが、主にたまり場というか、行政区で集会所を開ければ光熱費等維持管理費がかかってきますので、そちらに回してもらってコミュニティーの活性化を図ってもらえればよろしいかと思っております。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 課長、それで一番最初の私が聞いた使途基準というのは、私の言い方も悪かったの

かもしれませんが、そういうことではなくて、それはあくまでも交付基準であって、私が言うのは補助金の使い道ですね、要するに内容。というのは、聞くところによると何か目的外とも思えるところに支出をしているところもあるということで、行政でそれなりの注意喚起や指導を受けたということもある行政区もあると聞いておりますので、その辺について明確な基準なり使い道の基準を明確なものをきちんと定めているのか。それを聞きたかったんです。どうですか。

○藤田委員長 市民部次長兼市民活動課長。

○栗山市民部次長兼市民活動課長 再質問にお答えいたします。

明確な基準というのは現在のところ設けていませんが、担当者2名で毎年決算と決算書、また行政区の決算書または領収書を確認しまして適正に使われているのか確認しております。その中で、万が一そういうものがあれば是正のお願いをしていきたいと思っております。以上です。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 それではもう1点だけ確認でお聞きしますが、84万円交付されたことに対して、ほとんどの交付されている行政区はそれを全部使い切っているのか。それとも補助金ですから使わなければ、当然これは返還の義務が生じてくると思いますが、返還しているところもあるのかどうかお答えをいただきたい。

○藤田委員長 市民部次長兼市民活動課長。

○栗山市民部次長兼市民活動課長 石原委員の質問にお答えいたします。

補助金の返還なんですが、昨年度は1行政区か2行政区、ちょっと今、数は分からないんですが、コロナで活動ができなくて、その1行政区か2行政区だと思ったんですが、返還はありました。それ以外は返還はなく、皆使われております。以上です。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 去年は、確かにコロナの状況で使わなかったところもあるのは分かります。ちょっとそれですけれども、今年度もコロナが続いていて、そうすると来年3月には当然返してくるところが結構あるんじゃないかなと思いますが、その辺を踏まえて金額の見直しというのは、今後どう考えているのか再度お尋ねします。

○藤田委員長 市民部次長兼市民活動課長。

○栗山市民部次長兼市民活動課長 再質問にお答えします。

確かに、今年度もコロナでたまり場を閉めている期間も長いです。その中で、現在行政区から、区長あたりからもそのような補助金の使い道とか、使い切れなくて返還の御相談とかはございます。ただ、これはコロナの中で、要するに年間3分の2以上開けられないものですから、本年度と昨年度は84万円使い切っていないのであって、それ以前までは84万円、返還等なく使っておりますので、今後も7万円という金額で進めていきたいと思っております。以上です。

○藤田委員長 ほかに質疑のある方御発言願います。黒木委員。

○黒木委員 行政区役員による広報広聴活動を実施する。この中には、広報うしきの配布料も入っていると思うんですが、その辺についてこの予算の中に、6,091万6,260円の中に、その内訳として明確な内訳になっているのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

それと、タウンミーティング、今コロナ禍で全然タウンミーティングができない状況にありますが、市民の方たちは従前コロナの前、19年、18年のときにいつも役員だけ、要するに行政区の役員だけが市に集まってタウンミーティングが開かれているので、市長とやはりお話をしたいという声がたくさん多いわけですね。だから、逆に言いますと、市長ってどんな顔しているのかわからないんだよという苦言も聞かれるという状況なので、コロナが終息するというのはなかなか時間が要るのかなという部分もありますが、これからの方向性といたしまして、やはり市長は各行政区に出向いて行って、より多くの人たちの意見あるいは自分を知ってもらうという方法が必要なのではないかなと思います。その辺について今後の方向性、考え方について伺いたと思います。（「タウンミーティング、タウンミーティングですね」の声あり）

○藤田委員長 市民部次長兼市民活動課長。

○栗山市民部次長兼市民活動課長 黒木委員の質問にお答えします。

まず、広報紙の配布なんですけど、配布することによって行政区への補助金を出しております。その金額が126ページの行政区役員による広報活動を実施するの中の、18番の3の1、5、306万8,930円という決算額が出ています。この中で行政区に1戸の配布当たり1,300円の補助金をお支払いして、行政区長から行政区民の方に広報紙を配布していただいております。また、タウンミーティングなんですけど、今年度は今のところコロナの関係で行っていないんですが、市としましても市民の代表である区長並びに役員の方から、貴重な御意見を伺いする機会なので、今後も続けていきたいと思っております。以上です。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 この行政区役員による広報広聴活動を実施する中で1戸当たり1,300円というのは、各班長さん等に月初めの1日に配布する配布料金という形の手当というのか、1部の配布料ということで先ほど126ページの18万円、これを個別で割れば配布料の金額が出てくるという認識でよろしいんですね。

それと、タウンミーティングは実施することは当然いいことです。それは先ほど申し上げましたように、各行政区に出向いて、たくさんの人たちのたくさんの意見を聴くということが必要じゃないかと。ただ、今現在はこのようなコロナの状況下にあるので、それは無理だろうけど、方向性としてこれから市の第3会議室に今までずっと、行政区の区長はじめ役員の人たちが集まっていたタウンミーティングではなくて、より多くの人たちに市長の思い、考え方、そして現在の行政の実施、状況等をやはり知ってもらう必要があるんで、やはり行政区に出向いていくという、その1点に絞った考え方を聞いているわけです。以上です。

○藤田委員長 これは答弁を求めますか、黒木委員。

○黒木委員 はい。

○藤田委員長 市民部次長兼市民活動課長。

○栗山市民部次長兼市民活動課長 まず、1点目のこの金額の中で世帯で割ったものが、要するに配布戸数かということなんですけど、一部定額のものが入っていますので、単純に25万という定額、25万というか世帯数に応じて金額定額のものがあるので、一概に1,300円で割った

ものが配布世帯数にならないんですけれども、配布世帯数なんです、1日の広報紙なんです、令和2年度で10月1日現在で2万8,333です。

2点目なんです、市長が出向いてということなんです、市民活動課の管轄ではないんですが、行政区の懇談会というものを希望する行政区と、秘書課が所管として毎年希望がある行政区、昨年度ですと3行政区と要望があったので、市長はじめ市の幹部の方が関係部署が出向いて、そういう話合いの場を設けております。これは今年も文書を出しているんですが、今のところそういうことをやりたいと意思表示している行政区は数は分からないんですけれども、毎年そういう形で行政区の懇談会は希望を取っております。以上です。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 タウンミーティングについてですが、タウンミーティングはじゃあ希望したところには、市の幹部イコール市長をはじめ出向いて要望等聴くということであって、今までみたいに、今までというか、過去ですね、過去を言うならば、順番に行政区ごとに出向いてしっかりと先ほど言ったような形で、行政区の人たちに市の考え方とか、そういうものを報告しているというかなので、あくまでこれは要望した行政区にのみということでしょうか。

○藤田委員長 市民部次長兼市民活動課長。

○栗山市民部次長兼市民活動課長 再質問にお答えします。

タウンミーティングはタウンミーティングで、毎年行っております。市役所に集まっていたら、小学校区単位で区長はじめ役員の方に集まってもらって、行っております。それとは別に秘書課の管轄なんです、行政区に出向いて行政区から最初に事前に問題の提起をしてもらいまして、それについて説明や話合いの機会の場を設けて行っております。これは毎年行っていること。今年も同様です。来年度も予定していると思います。以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は挙手を願います。加川委員。

○加川委員 防災課所管の事業について2点ほどお伺いします。

決算書338ページ、0104と0105の事業についてお伺いいたします。

0104は新規AEDを設置するという事業でございますが、令和2年度において新規AEDの設置状況と、またAEDが多くなると定期点検やメンテナンスも必要になってきますが、そちらの概要、設置箇所の周知、積極的運用に向けての取組についてお伺いいたします。

また、0105の防災備蓄品を備える施策でございますが、令和2年度において追加となった主な品目、近年でいいますと例えば乳幼児向けの幼児食、缶ミルク、高齢者向けのとろみ食、アレルギー対応のある方への小麦を使わない乾パンまたは女性への配慮を要する衛生品等がございますが、当市での主な追加品目がございましたらお示してください。また、食べながら、消費しながら備えるローリングストックの実施状況についてもお伺いしたいと思います。

○藤田委員長 防災課長。

○中澤防災課長 まず、AEDについて、お答えいたします。

昨年度、新規はございませんで149台、現在設置してございます。AEDの設置の場所なんです、こちらは各公共施設及び行政区及び小中学校、牛久の場合はコンビニエンスストアなど

にも置いているのが現状でございます。県内でも設置数が多いほう、上から数えて四、五番目には入っている状況でございます。

現在、AEDの設置場所の周知に関しましては、ホームページ上で公開してございまして、スマホをお持ちの方はスマートフォンで位置情報をオンにすることで、近くのAEDがどこにあるかというのが分かるようになってございます。その近くのAEDを簡単に見つけることができますので、そこをタップしていただくとルートも表示されるようなシステムがございまして。

今後の周知に関しましては、今、防災行政無線を更新するというところで、議会で承認をされましたら正式契約をさせていただくわけなんですけど、その契約の中に独自の牛久市独自の防災アプリとういのを今検討してございます。その中でも、AEDの表示を図面上で行うように調整させていただきたいと考えております。

備蓄品でございます。備蓄品につきましては新しく追加というものは、特に今回感染症予防のものが多く追加させていただいてございます。非接触型の体温計もそうですし、各第2次避難所で学校の校庭で使うようなテントですとか、あるいは体育館で使うようなパーティション、そういったものを主に購入をしております。そういったものを当然マスクや手の消毒、そういったものは多く購入させていただいてございます。

また、御質問の中にありました乳幼児の備蓄は新たにということではないんですが、液体ミルク及び粉ミルクがございまして。これは全てがアレルギー対応ではないんですが、現状ではアレルギー対応のものが多くなってございますので、今後購入するものは全てアレルギー対応のものを購入していこうと考えてございます。

また、乳幼児以外のアレルギーの食料品につきましては、以前に買ったものは若干非対応のものもございまして、現在ではもう対応するものが出回っているということで、そういったものを購入するようにしてございます。

それと、女性用の用品でございますが、現在新たに少し多めにということか、先日、去年話題にもなりましたので、備蓄品として現在では4,400枚ほど備蓄しております。

また、ローリングストックに対しましては、食料品を含む期限のあるものにつきましては期限をデータで一括管理してございまして、食料品などは切れる半年ぐらいをめぐりに、コロナの前ですと防災訓練に参加した方に試食品としてご提供させていただいたり、またそういったものが今はないものから、フードバンクにお届けさせていただいて有効活用していただいているのが現状でございます。以上になります。

○藤田委員長 加川委員。

○加川委員 もしかしたらお答えいただいたかもしれないんですが、高齢者の方についてのとりみ食などはいかがでしょう。（「失礼いたしました。高齢者の方に関しましては、失礼しました」の声あり）

○藤田委員長 防災課長。

○中澤防災課長 高齢者の方に関しましては、おかゆなど喉を通りやすいものの御用意をしております。以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は挙手を願います。山本委員。

○山本委員 よろしくお願いいたします。

まず、340ページの防災課の担当になるかと思います。0107危機管理体制を整えるということで、今回印刷製本費で防災ガイドブックというものが上がっていると思います。私もこれ、各戸配布ということで読ませていただきました。内容的にはちょっとまだ足りないところがあるのじゃないかなと、私的には思うところでありまして、これを作成するに当たってどういう方たちと協議をして、この作成に至ったかというところですね。お伺いしたいと思います。

それから、これは成果資料で見ていただいたほうがよろしいかと思うんですが、決算書の成果資料の23ページですね。交通安全教育を実施するというところで、令和2年度の交通安全協会による安全教室の開催状況が載っております。やはり、コロナ禍ということで全体的にやはり出向いての交通安全教室が難しかったのかなというところではあります。ただ、やはり小学校、中学校、新しく小学校1年生もしくは中学校1年生になると通学路の問題、いろいろ話題になっております中でこちら辺の人数、回数が減っているということに関しては、とても危惧するところだと思います。令和3年以降もこのようなコロナ禍が続く中では、このような対面式でできない交通安全教室を、どういうふうに子供たちにやっているのかというところのお考えを含めて、お伺いしたいと思います。

それから、何ページだっけな、防犯カメラを設置するというところで、これは何ページになるのか。今、ごめんなさい、ページ数分からなくなっちゃったんですけども、前回伺ったときに、設置したカメラというのは古いものは平成17年頃から使っていらっしゃる、設置していらっしゃるというお話でした。全体数もかなりのものがあると思います。この作動状況のチェックは、各課で担当していると聞いたんですが、その辺はそのとおりなのかもう一度確認したいと思います。以上3件です。

○藤田委員長 防災課長。

○中澤防災課長 私からは防災ハンドブックの件をお答えさせていただきたいと思います。

防災ハンドブックに関しましては地震、台風、火災など、事前の備えや発災した場合の逃げ場所や連絡手段など、防災について幅広い内容を掲載させていただいておと考えております。内容の検討におきましては、他市町村で発行している防災マップや手引きあるいは既に当課で発出しているチラシ、パンフレットなどを参考にし、内容を検討させて作成しております。

委員おっしゃるように、内容の検討、どういうものと検討したのということで、あとは裏表紙に牛久市独自の避難者用チェックシート、これ5名分書けるようになっているんですが、これがコロナ禍の中で発災した場合、避難場所に避難する際に体温や体調などの記載を、避難所へ提出してもらうためのものがございます。こちら、健康づくり推進課と協力させていただいて、そのようなものを作らせていただいております。避難する際にこちら持参していただくことで、避難所の受付をスムーズに進めるということで作成をさせていただいておりますが、作成に当たっては当課の職員と健康づくり推進課の職員とで、協議をさせていただいて作成をさせていただきました。以上です。

○藤田委員長 地域安全課長。

○榎本地域安全課長 地域安全課の榎本です。

私から、ただいま御質問にありました交通安全教室と防犯カメラについてお答えさせていただきます。

交通安全教室につきましては、令和2年度の交通安全協会員における交通安全教室の実施状況につきましては、資料でございます過去7年間の実施件数及び参加人数、こちらの調書のとおりです。年間の活動実施数が例年ですと400回以上あったものが、200回と令和2年度は半減してしまいまして、また指導した人数も約3万2,000人から8,000人と4分の1ほどに減っております。

御質問にありましたとおり、コロナの感染症の対策によってイベントや大人数での集団活動の自粛、また学校の授業時間が大幅に削減されてしまったことなどによりまして、学校関係の交通安全教室の開催数も、小学校で例年60回以上が約3分の1、中学校では1校1回の実績のみとなっています。そんなコロナ禍の中でも小学校6年間のカリキュラムのスタートである小学校1年生、新入生を対象にした防犯や交通安全教室につきましては、クラスごとに密を避けて屋外で実施するなど工夫いたしまして、児童が直接協会員から指導を受けられるように工夫して実施してきております。また、対面以外の方法の検討といたしまして、これは昨年度の下根中学校の例なんですけれども、教室で実施するほか、直接指導したのは1クラス38名のみとなっております、こちら実績にそのような数字は載っているんですけれども、実際には1つのクラスを撮影したビデオを各クラスへ放映しまして、リモートでの学習を実施しております。生徒たちもふだん付き合っているお友達が直接写っている姿を見て、自分のことのようにいろいろと考えて授業に当たったと伺っております。

コロナ禍でいろいろと制限を受ける中で、小中学生のみならず交通安全教室や防犯教室に関しては、対象となる年齢や段階に応じたメニューや教材も充実しております、例えば高齢者向けの防犯教室などではビデオの教材を作成したり、こちらは地域安全課のホームページで公開しております、各行政区に活用していただいております。また、保育園、幼稚園などには、協会員が作成した大型紙芝居などの教材の貸出しも実施しております、学校でも授業時間数の制約もあると存じますが、学校から要望があれば柔軟に対応していくということで、担当とも検討しているところでございます。

続きまして、防犯カメラに関する御質問についてです。

防犯カメラにつきましては牛久市生活安全条例第3条の規定に基づきまして、市が設置する防犯カメラの設置及び運用に関しては、牛久市防犯カメラ設置及び運用に関する規則、牛久市教育委員会防犯カメラの設置及び運用に関する規則に必要な事項を定めまして、地域安全課が設置数、設置場所、設置目的、管理責任者の取りまとめを把握しております。

令和2年度末現在、市内に設置してある防犯カメラの数は市長部局で336基、教育委員会部局で235基の計571基の設置があります。委員からは一元管理の必要についての御質問がございましたが、現在市長部局で持っているもので10の課、3つの保育園、教育部局では5つの課、

15の学校、幼稚園となっておりまして、設置場所につきましても市庁舎や市の管理する公共施設、学校、教育施設、スポーツ施設などから駅の周辺であったり駐車場や駐輪場、公園やその内部、交差点や主要な道路など非常に多岐にわたっております。それぞれについて施設の管理状況とも密接不可分であることから現在の管理体制、コストや労力など鑑みまして問題なく動作していることをチェックしたりとか、適正に管理するためには現状の状況に精通した担当課による管理がより適任であると考えて、現在はそれぞれ実施しているところでございます。以上になります。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 最後のところ、よく聞こえなかったんですけども、ごめんなさい、防犯カメラに関しては設置した担当課が管理している。管理責任は地域安全課だけれども、実際の作動しているかどうかの管理は担当課になるということでもよろしいのでしょうか。すみません。

○藤田委員長 地域安全課長。

○榎本地域安全課長 地域安全課では、全体の取りまとめとして規則に基づく数や管理者の把握だけを行っております、それぞれの具体的な管理につきましては担当課で行っております。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 すみません。防犯カメラなんですけれども、担当課でちゃんと作動しているかどうかのチェックをしているかという管理は、地域安全課がやっているのか。結局、古くなっているものが、せつかくあっても作動していないものもあると思うんですね。それでは意味がないと思うので幾ら数を増やしても、五百幾つあっても、そのうちのものがどれだけちゃんと作動しているかというチェックは、法的な点検のものはないとは前にも伺っているんですが、ある程度古いものから担当課が責任を持って管理する体制というものを、一元化するまではいなくても、何かマニュアルみたいなものをつくる必要があるのではないかと私は思って質問させていただいたんですが、その点について再度質問したいのと、すみません。交通安全教室は大変工夫されて今もリモートで映したのとか、大型紙芝居とかでやっていただいているということで、引き続きその辺お願いしたいと思います。

あと、防災ハンドブックなんですけど、ちょっと私見せていただいて、例えば今一番大事な避難情報ですね、5、4、3ってありますよね。あれが一番報道でもあそこが強調されていて、避難情報レベル5、レベル4だからこうなさいっていう情報が載っていないんですね。それに加えて、例えば牛久の場合原子力災害というものもあると思うんですね。そういった情報も載っておりませんし、いわゆる避難指示、避難勧告、高齢者の避難準備情報というところも載っていないところで、私的には一般論過ぎてしまって、牛久に特化しているものが少ないような印象を受けました。

防災士会って、牛久にはありますよね。その防災士会の方たちは地域のこと、よく御存じなので、そういう方との協議の場はなかったのか。今伺うと、防災課と健康づくり推進課というお話だったんですが、そこら辺も含めてこれのあまりいろいろ言うと申し訳ないんですが、防災士会との対する協議の場というのが、なかったのかということを含めて伺います。

○藤田委員長 地域安全課長。

○榎本地域安全課長 現在、防犯カメラ、各課との内容の確認は年1回、その年新設したものの状況などについて報告を上げていただいているのみになっているんですが、今回の御質問にありましたとおり、動作状況などにつきましても各課に調査を行いまして、適切な運用に努めてまいりたいと思います。

○藤田委員長 防災課長。

○中澤防災課長 防災ハンドブックにつきまして、今後また数年後作成する場合も出てくるかと思えます。その場合はいろんな委員おっしゃるように、防災会等、防災関係の市民の方も検討の中に入れていただきまして作成するようにしたいと思っております。以上です。

○藤田委員長 よろしいですか。質疑のある方は挙手を願います。柳井委員。

○柳井委員 先ほど、防災課から新たな備蓄品として感染症対策用の体温計、パーティション、それからマスクの話がありました。あれは要するに牛久市の管理している防災倉庫だけなんです。例えば、行政区で防災組織ありますけれども、避難するような災害があった場合は第1次避難所が区民会館、第2次が学校のようなところになっているんですが、学校用としての備蓄品のように思えるんですが、あれは第1次避難所も対象に考えた備蓄品なのでしょうか。そのこと。

○藤田委員長 防災課長。

○中澤防災課長 今回、購入させていただいた非接触型体温計60台ほど購入させていただいております。それはやはり委員おっしゃるように2次避難所、各学校の防災備蓄品の中に全て入れであるものでございまして、1次避難所分というのはまだ御用意はございません。

○藤田委員長 質疑のある方は挙手を願います。黒木委員。

○黒木委員 1点だけ、140ページの防犯灯を維持管理するの中の使用料金及び賃借料ということで、防犯灯リース料ということは電柱か何かに防犯灯つけているためのリース料、その辺確認したいんですが。

○藤田委員長 地域安全課長。

○榎本地域安全課長 市内の防犯灯は、令和2年度で9,915か所ございます。そのうち約6,000か所は、各行政区が管理していたものを市がLED化して引き継いだものでして、それ以外は市が設置したものなんですけれども、これら合計1万か所近くありますので、球切れの管理であるとか、交換であるとか修理であるとか、そういうものの管理はこちらの予算に入っております。電気料金に関しましては、一括前納制としてなるべく安く上げるようにしてございまして、またですね、修繕などにつきましては単価契約を市内の業者と結びまして、そちらで運用させていただいております。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 防犯灯リース料というのが分からなかったんで、その辺の確認をしたいと思いますので、お願いいたします。

○藤田委員長 地域安全課長。

○榎本地域安全課長 こちら、防犯灯リース料について漏れてしまって大変失礼いたしました。

こちら、防犯灯リース料は各行政区から防犯灯を引き継いだときに、そちらをLED化したときに最初LED化をするに当たって、六千何百か所のものを何とか安く管理していく方法はないかということで、東芝と契約をしまして10年間の契約で毎年リース料、1,700万円で六千何百か所の防犯灯について、球切れなどが見つかった場合にはそちらの会社に連絡すれば、契約業者にすぐ手配してもらって修繕、球切れの交換等やっていただけるという内容で行っているものです。

○藤田委員長 ほかに質疑のある方挙手願います。山本委員。

○山本委員 じゃあ、2件お願いします。

126ページです。一番下です。0102の区長会活動を助成するというので、令和2年度は活動がなかったということでゼロとなっていますが、今回資料として区長会の総会資料を頂きました。その中で何点かお聞きしたいんですが、この中の収支決算の支出で手当というのがありますが、その手当というのは会長、副会長の手当というのがお幾らになっているのかお伺いしたいと思います。

それから、研修費に関しては集めている研修費、負担金として研修会の負担金、集めている研修費よりも支出の研修会費が80万円ほど高くなっているんですが、この金額の違いというところをお伺いしたいと思います。

それから、340ページになります。防災課ですね。どこだ。0110の国土強靱化地域計画を策定するというので、昨年度この計画が策定されたと思います。前にお伺いしたとき、この計画をつくって補助金が充てられるために、この計画をつくるんだというお話でした。その中でマンホールトイレ、今令和2年度、マンホールトイレが18基あると、ここにあるのですが、大体どういうところにこのマンホールトイレが設置されているのか。また令和6年度にはこれを30基という計画になっているんですが、どういうところを対象に今後増やしていくお考えなのかをお伺いしたいと思います。まずはその2点お願いいたします。

○藤田委員長 市民部次長兼市民活動課長。

○栗山市民部次長兼市民活動課長 山本委員の御質問にお答えします。

区長会長と副会長の報酬なんですが、まず区長会には牛久市区長会会則というのがありまして、その下に牛久市区長会細則というのがありまして、その細則の中で区長と副区長の報酬を定めております。区長会長が年額10万円となっています。副会長が2名おりまして各5万円ずつ、2人で10万円となっております。

続きまして、負担金の差額なんですが、負担金、原則旅行の宿泊代とかは個人から徴収しております。ただ、バスなどを使って行きますので、年に2回これは行っておりますので、バスの借上げ料は負担金とは別になっていますので、それで差額となっております。以上です。

○藤田委員長 防災課長。

○中澤防災課長 委員御質問にお答えします。

今、委員おっしゃるように、18基設置させていただいております。これは場所が牛久駅の東口に10基、岡田小体育館の南側になるんですが、そこに5基、あとはひたち野うしく中学校に

3基設置してございます。全部で今18基。残りですが、令和6年までに整備なんです、関係部署と調整しながら、人が集まるようなところに設置をしてみたいと考えております。以上です。

○藤田委員長 山本委員。

○山本委員 研修費ということで、今バスを借り上げるというお話だったんですが、年2回研修に行かれていますので、県外に研修ともここにも書かれておりますが、この研修に関しては報告書というのが出されているのか。この研修の目的ですね。どういうところに行かれていますのか。もし分かればお示しいただきたいと思います。

あと、繰越金ということで四、五十万円出ているんですが、これは補助金の繰越しではなくて負担金及び会費からの繰越しという考えでいいのかというところを確認したいと思います。

それから、国土強靱化地域計画ということで、私も見せていただいたんですが、いろんなところに様々防災という観点で、いろんな部署にわたっていろんな目標値が示されているんですが、これを定めたことで、何ていうんですかね、1年ごとにどれだけそれが進捗したのかという進捗状況のチェック、いわゆるPDCAですね。そういうところはどうやっていくのか。それが防災課になるのか。そういうところを確認したいと思います。以上です。

○藤田委員長 市民部次長兼市民活動課長。

○栗山市民部次長兼市民活動課長 再質問にお答えいたします。

まず、目的なんです、こちら区長会の細則に載せてありますように、区長相互の教養を高めるためということで、年2回研修を行うということが目的となっておりまして、活発な各行政区の運営に役立てていただいていると思っております。

また、報告書なんです、文書では頂いておりませんが、こちら職員が随行して研修の内容等を確認しながら毎年行っております。以上です。

繰越金なんです、各区长から年間3,000円の会費をお一人ずつ頂いております。その会費を頂く目的としましては、補助金では支出できないような慶弔費とか、会議時のお茶代等に利用するために頂いているんですが、それが使い切れない場合は返金せずに繰越しとしております。よって、その繰越金は会費の残金が毎年繰越しになっております。以上です。

○藤田委員長 防災課長。

○中澤防災課長 本計画では、国県の計画を基に事前に備えるべき目標や最悪のシナリオなど設定しており、推進方針を定めております。今後につきましては、重要業績指標、現状値に対しまして目標値を定めておりますので、そちらにより毎年施策の進捗会議を防災課で行ってまいりたいと考えております。以上です。

○藤田委員長 ほかに。市民部次長兼市民活動課長。

○栗山市民部次長兼市民活動課長 1点、答弁漏れで行き先なんです、令和2年度は実施しておりませんが、一番最近で行ったので、リサイクルセンターで世田谷の清掃工場に、最新の清掃工場ですので、リサイクルとかそのごみ処理施設の内容の見学に行っております。以上です。

○藤田委員長 ほかに質疑のある方挙手願います。ございませんね。

なければ、以上をもって市民部所管についての質疑を終結いたします。

ここで、執行部より発言を求められておりますので、これを許します。総務部次長兼人事課長。

○二野屏総務部次長兼人事課長 先ほど、加川委員から質問のありました件についてお答えします。

本市の昨年度の療養休暇取得者は、体の病気の治療のために短期を治療のために繰り返し休んでいる職員と再任用職員を含めまして、取得者は全体で11名、うち心の病気の方が4名、体の病気の方が7名となります。分限休職者につきましては、休職している者が7名。内訳としまして、心の病気が3名、体の病気が4名ということになります。それと、育児休業取得者なんですけれども、取得者全体で9名、常勤職員が6名、会計年度職員が3名という内訳になります。以上です。

○藤田委員長 よろしいですね。

暫時休憩いたします。

午後4時41分休憩

午後4時41分開議

○藤田委員長 再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。御苦労さまでした。

午後4時42分延会